

#####

議事日程第六号

平成三十年二月二十八日（水曜日）

午後二時開議

第一、議案第 二 号	平成二十九年秋田県一般会計補正予算（第一号）	第一五、議案第 一 六号	平成二十九年秋田県電気事業会計補正予算（第三号）
第二、議案第 三 号	平成二十九年秋田県証紙特別会計補正予算（第一号）	第一六、議案第 一 七号	平成二十九年秋田県工業用水道事業会計補正予算（第二号）
第三、議案第 四 号	平成二十九年秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第一号）	第一七、議案第 一 〇 六号	平成二十九年秋田県一般会計補正予算（第一号）
第四、議案第 五 号	平成二十九年秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第一号）	第一八、議案第 二 二 号	損害賠償に係る和解について
第五、議案第 六 号	平成二十九年秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算（第二号）	第一九、議案第 一 八 号	秋田県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案
第六、議案第 七 号	平成二十九年秋田県土地取得事業特別会計補正予算（第一号）	第二〇、議案第 二 三 号	財産の譲与について
第七、議案第 八 号	平成二十九年秋田県工業団地開発事業特別会計補正予算（第一号）	第二一、議案第 二 四 号	地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について
第八、議案第 九 号	平成二十九年秋田県市町村振興資金特別会計補正予算（第一号）	第二二、議案第 二 五 号	平成二十九年自然公園事業に要する経費の一部負担の変更について
第九、議案第 一〇号	平成二十九年秋田県能代港エネルギー基地建设用地整備事業特別会計補正予算（第二号）	第二三、議案第 一 九 号	秋田県農林漁業振興臨時対策基金条例の一部を改正する条例案
第一〇、議案第 一一号	平成二十九年秋田県下水道事業特別会計補正予算（第一号）	第二四、議案第 二 六 号	交通事故に係る和解について
第一一、議案第 一二号	平成二十九年秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）	第二五、議案第 二 七 号	平成二十九年県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について
第一二、議案第 一 三 号	平成二十九年秋田県環境保全センター事業特別会計補正予算（第二号）	第二六、議案第 二 八 号	平成二十九年水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更について
		第二七、議案第 二 九 号	平成二十九年林道事業に要する経費の一部負担の変更について

第二八、議案第一〇七号	平成二十九年県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	第四四、議案第一一〇号	担の変更について
第二九、議案第一〇八号	平成二十九年水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	第四五、議案第一四一号	平成二十九年港湾事業に要する経費の一部負担の変更について
第三〇、議案第一〇九号	平成二十九年林道事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	第四六、議案第一四二号	訴訟に係る和解及び損害賠償について
第三一、議案第一二〇号	秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	第四七、議案第一四三号	物損事故に係る和解について
第三二、議案第一二一号	秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	第四八、議員派遣の件	
第三三、議案第一三〇号	交通事故に係る和解について	##	##
第三四、議案第一三一号	平成二十九年秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三五、議案第一三二号	平成二十九年米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三六、議案第一三三号	平成二十九年流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三七、議案第一三四号	平成二十九年流域下水道汚泥炭化施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三八、議案第一三五号	平成二十九年県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三九、議案第一三六号	平成二十九年県北地区広域汚泥処理事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第四〇、議案第一三七号	県道路線の廃止について	##	##
第四一、議案第一三八号	県道路線の認定について	##	##
第四二、議案第一三九号	平成二十九年急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第四三、議案第一四〇号	平成二十九年港湾事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三三、議案第一三〇号	交通事故に係る和解について	##	##
第三四、議案第一三一号	平成二十九年秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三五、議案第一三二号	平成二十九年米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三六、議案第一三三号	平成二十九年流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三七、議案第一三四号	平成二十九年流域下水道汚泥炭化施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三八、議案第一三五号	平成二十九年県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第三九、議案第一三六号	平成二十九年県北地区広域汚泥処理事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第四〇、議案第一三七号	県道路線の廃止について	##	##
第四一、議案第一三八号	県道路線の認定について	##	##
第四二、議案第一三九号	平成二十九年急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##
第四三、議案第一四〇号	平成二十九年港湾事業に要する経費の一部負担の変更に付いて	##	##

三十三番 加藤 鉦一 三十四番 佐藤 賢一郎  
 三十五番 小松 隆明 三十七番 柴田 正敏  
 三十八番 大関 衛 三十九番 川口 一  
 四十番 小田 美恵子 四十一番 鶴田 有司  
 四十二番 鈴木 洋一 四十三番 北林 康司  
 二十八番 本日の欠席議員 一名  
 石田 寛

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事 佐竹 敬久  
 副知事 堀井 啓一  
 副知事 中島 英史  
 観光文化スポーツ部理事 前川 浩  
 総務部長 島崎 正実  
 総務部危機管理監(兼) 鎌田 雅人  
 企画振興部長 佐々木 司  
 あきた未来創造部長 妹尾 明  
 観光文化スポーツ部長 草薨 作博  
 健康福祉部長 保坂 学  
 生活環境部長 田中 昌子  
 農林水産部長 佐藤 博

- (1) 議案第 二号
- (3) 同 第 四号
- (5) 同 第 六号
- (7) 同 第 八号
- (9) 同 第 一〇号
- (11) 同 第 一二号
- (13) 同 第 一四号
- (15) 同 第 一六号
- (2) 同 第 三号
- (4) 同 第 五号
- (6) 同 第 七号
- (8) 同 第 九号
- (10) 同 第 一一号
- (12) 同 第 一三号
- (14) 同 第 一五号
- (16) 同 第 一七号

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。  
 諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

一、二月二十八日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

議 長 報 告 (朗読省略)

産業労働部長 水澤 聡  
 建設部長 柴田 公博  
 会計管理者(兼) 出納局長 佐藤 満  
 総務部次長 名越 一郎  
 財政課長 神部 秀行  
 教育委員会教育長 米田 進  
 警察本部長 森末 治

(17)同 第一〇六号

一、二月二十八日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

(1)議案第 二二二号

一、二月二十八日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

(1)議案第 一八号

(3)同 第二四号

一、二月二十八日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1)議案第 一九号

(3)同 第二七号

(5)同 第二九号

一、二月二十八日、次の議案について産業観光委員長から審査報告書が提出された。

(1)議案第 二〇号

(2)同 第二一号

一、二月二十八日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1)議案第 三〇号

(3)同 第三二号

(5)同 第三四号

(7)同 第三六号

(9)同 第三八号

(11)同 第四〇号

一、二月二十八日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1)議案第 四一号

(2)同 第四二号

(3)同 第四三号

一、議員の派遣に関する依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表(第一号)のとおりである。

議員派遣一覧

一 平成二十九年秋田県消防功労者表彰式

(1)派遣の目的 平成二十九年秋田県消防功労者表彰式に出席のため

(2)派遣期間 平成三十年三月二十三日(金)

(3)派遣地 秋田市

(4)派遣議員 北林丈正議員(総務企画委員長)

#####

【平成三十年第一回定例会(二月議会) 請願文書表

(第一号)は巻末に登載】

#####

●議長(鶴田有司議員) 日程第一、議案第二号から日程第四十七、議案第四十三号までの議案四十七件を一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番(予算特別委員長川口一議員)登壇】

●予算特別委員長(川口一議員) ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第二号平成二十九年秋田県一般会計補正予算(第十一号)及び二月二十三日に追加付託された、議案第六号平成二十九年秋田県一般会計補正予算(第十二号)の一般会計二件、議案第三号、議案第四号、議案第五号、議案第六号、議案第七号、議案第八号、議案第九号、議案第十号、議案第十一号、議案第十二号、議案第十三号、議案第十四号及び議案第十五号の特別会計十三件、議案第十六号及び議案第十七号の企業会計二件、合わせて議案十七件で

あります。

今回の一般会計補正予算は、追加提出分も含めて、昨年七月及び八月の大雨による被害対策として緊急を要する事業、農林漁業振興臨時対策基金積立金の積み増し、国の補正予算に対応した農業生産基盤の強化等の取り組みや公共事業、除雪費のほか、決算見込みに伴う事業費の増減などについて計上されており、その総額は、百四十五億四千七百十万円の増額であります。これにより補正後の予算総額は、六千二百九十七億七千二百九十一万円となります。

審査に当たっては、まず、当局から説明を聞き、各分科会において、それぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「出会い・結婚・子育てに温かい社会づくり事業」などについて質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業」、「自然公園等施設整備事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「農林漁業振興臨時対策基金積立金」などについて質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「生活バス路線等維持事業」、「八橋陸上競技場整備支援事業に係る債務負担行為の設定」、「ものづくり中核企業創出促進事業」、「がんばる中小企業応援事業」などについて質疑がありました。

また、建設分科会では、「河川改修事業」などについて質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「育英事業助成費」などについて質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第二号については賛成多数をもって、議案第三号から議案第十七号まで及び議案第百六号の議案

十六件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【二十三番（総務企画委員長北林丈正議員）登壇】

●総務企画委員長（北林丈正議員） ただいま議題となりました議案第二十二号について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第二十二号は、東京電力ホールディングス株式会社への損害賠償請求に係る和解について、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二十二号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長三浦茂人議員）登壇】

●福祉環境委員長（三浦茂人議員） ただいま議題となりました議案第十八号、議案第二十三号、議案第二十四号及び議案第二十五号、以上四件について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第十八号は、国民健康保険法の一部改正に伴い、秋田県国民健康保険広域化等支援基金を廃止しようとするものであります。

議案第二十三号は、旧成人病医療センターの建物及び工作物を地方独立行政法人秋田県立病院機構に譲与しようとするものであります。

議案第二十四号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立

行政法人秋田県立病院機構の定款を変更しようとするものであります。

議案第二十五号は、自然公園事業費の増減に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第十八号外三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【三十五番（農林水産委員長小松隆明議員）登壇】

●農林水産委員長（小松隆明議員） ただいま議題となりました議案第九号、議案第二十六号、議案第二十七号、議案第二十八号、議案第二十九号、議案第七号、議案第九号及び議案第九号、以上八件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました、議案第十九号秋田県農林漁業振興臨時対策基金条例の一部を改正する条例案は、国の米政策の見直し、農林漁業における労働力不足の顕在化、技術革新の進展その他の社会経済情勢の変化に的確に対応するため、同基金の設置期限を延長しようとするものであります。

議案第二十六号交通事故に係る和解については、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第二十七号平成二十九年年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について、議案第二十八号平成二十九年年度水産基盤整備事業に対する（後で、「要する」と訂正）経費の一部負担の変更について、議案第二十九号平成二十九年年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について、議案第七号平成二十九年年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について、議案第八号平成二十九年年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更について、議案第九号平成二十九年年度林道事業に要する経費の一部負担の変更については、事業費の増減

に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第十九号外七件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

済みません。ちよつと訂正させていただきます。

議案第二十八号平成二十九年年度水産基盤整備事業に「要する」というところを「対する」という言葉を使ってしまったので、訂正を申し上げますたいと存じます。

●議長（鶴田有司議員） 産業観光委員長の報告を求めます。

【三十四番（産業観光委員長佐藤賢一郎議員）登壇】

●産業観光委員長（佐藤賢一郎議員） ただいま議題となりました議案第二十号及び議案第二十一号、以上二件について、産業観光委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第二十号は、離職者の再就職等に必要なた技能及び知識の習得の機会を確保するため、普通課程の普通職業訓練に係る訓練期間に関する基準について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第二十一号は、早口発電所の水車発電機等の更新による同発電所の最大出力の増加に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく採決の結果、議案第二十号及び議案第二十一号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 建設委員長の報告を求めます。

【二十五番（建設委員長原幸子議員）登壇】

●建設委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました議案第三十号、

議案第三十一号、議案第三十二号、議案第三十三号、議案第三十四号、議案第三十五号、議案第三十六号、議案第三十七号、議案第三十八号、議案第三十九号、議案第四十号及び議案第一百十号、以上十二件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第三十号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めます。

議案第三十一号、議案第三十二号、議案第三十三号、議案第三十四号、議案第三十五号、議案第三十六号、議案第三十九号、議案第四十号及び議案第一百十号の九件は、事業費の増減に伴い、関係市町村等の負担額を変更しようとするものであります。

議案第三十七号及び議案第三十八号は、県道十二所花輪大湯線の起点を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第三十号外十一件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十一番（教育公安委員長菅原博文議員）登壇】  
●教育公安委員長（菅原博文議員） ただいま議題となりました議案第四十一号、議案第四十二号及び議案第四十三号、以上三件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第四十一号は、公用車の交通事故について、相手方と和解及び損害賠償するため、議会の議決を求めます。

議案第四十二号及び議案第四十三号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第四十一号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべ

きものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 以上で各委員長の報告は終わりました。各委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

二番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【二番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●二番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。ただいま議題となりました、議案第二号平成二十九年秋田県一般会計補正予算（第十一号）について、意見を申し上げます。

本予算案には、秋田市が行おうとしている八橋陸上競技場の改修に、県が補助しようとする八橋陸上競技場整備支援事業に係る債務負担行為の設定が含まれています。これは、ブラウブリッツ秋田がJ2ライセンスを取得するために必要となる暫定的なホームスタジアムを、来年二月供用開始で整備しようとするものです。J2シーズンの開幕に合わせたとして、急いで手続を進めようとしています。しかし、陸上競技場の所有者である秋田市においては、議会に改修の予算が提案されてはいても、具体的な審議はこれからで、改修が決定しているわけではないとせん。この段階で、県が補助金の交付手続を年度内に進める必要があるとして債務負担行為の設定をするということは、問題です。急ぐあまり、先走っているではありませんか。議会制民主主義を否定するこのような行為は、事業に賛成の場合であってもすべきではないことを最初に指摘するものです。

また、ライセンスの取得のためには、暫定スタジアムと合わせて将来における新スタジアム建設への取り組みが必要とされていることから、

将来、新設を視野に入れ、新たな協議会で議論していくとされています。確かにスタジアム整備のあり方検討委員会は、「新設する必要がある」と提言しており、県民からは期待の声や意見も出されています。しかし、その一方で、新設に対し疑問や慎重な意見も挙がっています。このような状況の中で新スタジアム整備を前提で議論をするということは、新スタジアム整備ありきの進め方と言わなければなりません。賛否が大きく分かれている状況で、また、整備となれば県の財政支出がどれほどになるのかや、広く県民への整備効果などが示されないまま新スタジアム整備前提の議論を進めることは許されません。

二月十三日付、魁新聞の読者の声に掲載された「新スタジアムに対する考え改める」という秋田市内の方は、「もっと多くの議論や意見を集約して次のステップに進むべきだ」と述べています。全くこのとおりではないでしょうか。新スタジアムについて、なし崩し的に進められてしまっているのではないかと不安の声を漏らす県民の声も寄せられています。誰が新スタジアム整備についてゴーサインを出したのでしょうか。今一度、様々な角度から県民が議論し、判断したもので次に進むべきであり、本補正予算案には反対です。

以上をもって私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。  
●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第二号及び議案第十八号、以上二件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案二件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

#### 【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、議案第二号及び議案第十八号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案四十五件について一括し、採決いたします。以上の議

案四十五件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第三号、議案第四号、議案第五号、議案第六号、議案第七号、議案第八号、議案第九号、議案第十号、議案第十一号、議案第十二号、議案第十三号、議案第十四号、議案第十五号、議案第十六号、議案第十七号、議案第一百六号、議案第二十二号、議案第二十三号、議案第二十四号、議案第二十五号、議案第二十九号、議案第二十六号、議案第二十七号、議案第二十八号、議案第二十九号、議案第七号、議案第八号、議案第九号、議案第三十号、議案第三十一号、議案第三十二号、議案第三十三号、議案第三十四号、議案第三十五号、議案第三十六号、議案第三十七号、議案第三十八号、議案第三十九号、議案第四十号、議案第四十号、議案第四十一号、議案第四十二号及び議案第四十三号は、原案のとおり可決されました。

●議長（鶴田有司議員） 次に、日程第四十八、議員派遣の件を議題いたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する依頼があります。

お諮りします。本件は、依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十八分散会